

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料1-4
提出年月日	令和5年1月19日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第5条 津波による損傷の防止（耐津波設計方針）

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.9）	5条-別添1-II-2-4	図2.1-1について、記載表現の統一として以下の修正をしました。（下線部参照）また、記載を見直しました。（フォントの拡大） （旧）1, 2号炉 （新）1号及び2号炉	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.9）	5条-別添1-II-2-6	記載表現の統一として、以下の修正をしました。（下線部参照） （旧）3号放水ピット流路縮小工 （新）3号炉放水ピット流路縮小工	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.9）	5条-別添1-II-2-11	記載表現の統一として、以下の修正をしました。（下線部参照） （旧）3.35m、T.P.+7.05m～ 1号、2号炉給排水処理建屋 （新）3.35m、T.P.+7.05m～ 1号及び2号炉給排水処理建屋	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.9）	5条-別添1-II-2-12	以下の誤記を修正しました。（下線部参照） （旧）24行目：取水路に 29行目：図2.2-9 （新）24行目：取水路内に 29行目：図2.2-10	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.9）	5条-別添1-II-2-14	記載表現の統一として、以下の修正をしました。（下線部参照） また、記載を見直しました。（フォントの拡大） （旧）図2.2-3 取水系統平面図 1, 2号炉 （新）図2.2-3 取水系平面図 1号及び2号炉	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.9）	5条-別添1-II-2-15	記載表現の統一として、以下の修正をしました。（下線部参照） （旧）図2.2-4 3号炉取水系統 （新）図2.2-4 3号炉取水系 防水壁基礎の記載を図から削除	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.9）	5条-別添1-II-2-15	記載表現の統一として、以下の修正をしました。（下線部参照） （旧）図2.2-5 3号炉取水系統 T.P.+10.0m （新）図2.2-5 3号炉取水系 敷地T.P.+10.0m	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.9）	5条-別添1-II-2-16	記載表現の統一として、以下の修正をしました。（下線部参照） （旧）図2.2-6 3号炉取水系統 T.P.+10.0m T.P.+**.** 取水ピットスクリーン室 （新）図2.2-6 3号炉取水系 敷地T.P.+10.0m T.P.+13.8m 取水ピットスクリーン室上端開口部	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.9)	5条-別添1-II-2-17	記載表現の統一として、以下の修正をしました。(下線部参照) (旧) 図2.2-9 1号及び2号炉取水系統 T.P. +10.0m (新) 図2.2-9 1号及び2号炉取水系 <u>敷地</u> T.P. +10.0m <u>上端開口部</u> を追加	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.9)	5条-別添1-II-2-18	記載表現の統一として、以下の修正をしました。(下線部参照) (旧) 図2.2-10 1号及び2号炉取水系統 T.P. +10.0m (新) 図2.2-9 1号及び2号炉取水系 <u>敷地</u> T.P. +10.0m <u>防水壁</u> を削除	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.9)	5条-別添1-II-2-19	記載表現の統一として、以下の修正をしました。(下線部参照) (旧) 1, 2号炉 (新) 1号及び2号炉	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.9)	5条-別添1-II-2-22	記載表現の統一として、以下の修正をしました。(下線部参照) また、記載を見直しました。(フォントの拡大) (旧) 図2.2-12 放水系統平面図 1, 2号炉 (新) 図2.2-12 放水系平面図 1号及び2号炉	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.9)	5条-別添1-II-2-23	記載表現の統一として、以下の修正をしました。(下線部参照) また、記載を見直しました。(フォントの拡大) (旧) 図2.2-13 3号炉放水系統 1, 2号炉 T.P. 10.0m (新) 図2.2-13 3号炉放水系 <u>1号及び2号炉</u>	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.9)	5条-別添1-II-2-24	記載表現の統一として、以下の修正をしました。(下線部参照) また、記載を見直しました。(フォントの拡大) (旧) 図2.2-14 3号放水系統 図2.2-15 3号放水系統 (新) 図2.2-14 3号炉放水系 図2.2-15 3号炉放水系 図面内に <u>立坑及び配管</u> の表記を追加	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.9)	5条-別添1-II-2-25	記載表現の統一として、以下の修正をしました。(下線部参照) また、記載を見直しました。(フォントの拡大) (旧) 3号放水系統 (新) 3号炉放水系 図面内に <u>立坑及び配管</u> の表記を追加	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.9)	5条-別添1-II-2-27	記載表現の統一として、以下の修正をしました。(下線部参照) また、記載を見直しました。(フォントの拡大) (旧) 図2.2-19 1号及び2号炉放水系統 1, 2号炉 放水路逆流防止設備 T.P.10.0m カッコ内の値は2号炉の値を示す。 (新) 図2.2-19 1号及び2号炉放水系 1号及び2号炉 1号及び2号炉放水路逆流防止設備 敷地T.P.10.0m カッコ内は2号炉の値を示す。	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.9)	5条-別添1-II-2-28	記載表現の統一として、以下の修正をしました。(下線部参照) また、記載を見直しました。(フォントの拡大) (旧) 放水路逆流防止設備 T.P.10.0m カッコ内の値は2号炉を示す。 (新) 1号及び2号炉放水路逆流防止設備 敷地T.P.10.0m カッコ内は2号炉の値を示す。	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.9)	5条-別添1-II-2-28, 29	記載表現の統一として、図2.2-22, 24について以下の修正をしました。(下線部参照) また、記載を見直しました。(フォントの拡大) (旧) 1, 2号炉 (新) 1号及び2号炉	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.9)	5条-別添1-II-2-28, 29	記載表現の統一として、図2.2-23, 25について以下の修正をしました。(下線部参照) (旧) T.P.10.0m (新) 敷地T.P.10.0m	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.9)	5条-別添1-II-2-32	記載表現の統一として、以下の修正をしました。(下線部参照) (旧) 7行目, 図2.2-26: 逆流防止設備 (新) 7行目, 図2.2-26: 屋外排水路逆流防止設備	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.9)	5条-別添1-II-2-34	記載表現の統一として、以下の修正をしました。(下線部参照) (旧) 2, 31, 32行目: 防水壁 (新) 2, 31, 32行目: 3号炉取水ピットスクリーン室防水壁	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.9)	5条-別添1-II-4-6	記載表現の統一のため、以下の記載を修正しました。 (旧) 防水壁 (新) 3号炉取水ピットスクリーン室防水壁	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.9)	5条-別添1-II-4-7	図4.1-5について、以下の修正を行い図の適正化を行いました。 (旧) 記載なし (新) 除塵設備排水管の追記	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.9）	5条-別添1-II-4-7	図4.1-6について、以下の修正を行い図の適正化を行いました。 （旧）記載なし （新）除塵設備排水管の追記、取水ピットスクリーン室上端開口部を明示	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.9）	5条-別添1-II-4-7	図4.1-7について、以下の修正を行い図の適正化を行いました。 （旧）T.P.+10.000 （新）敷地T.P.+10.000	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.9）	5条-別添1-II-4-12	記載表現の統一として、以下の修正をしました。 （旧）逆流防止設備設置位置 （新）1号及び2号炉放水路逆流防止設備設置位置	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.9）	5条-別添1-II-4-13	図4.1-11について、管路解析のモデルに合わせて立坑と配管の寸法及び位置を見直しました。	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.9）	5条-別添1-II-4-14	記載表現の統一として、以下の修正をしました。 （旧）流路縮小工設置位置 （新）3号放水ピット流路縮小工設置位置	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.9）	5条-別添1-II-4-23	図4.2-4について、記載表現の統一として、以下の修正をしました。 （旧）3号炉防水壁 （新）3号炉取水ピットスクリーン室防水壁	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.9）	5条-別添1-II-4-26	設計進捗により、以下のとおり記載を修正しました。 （旧）貫通部止水蓋は、**により構成し、 （新）貫通部止水蓋は、アルミ合金製であり、JIS10Kフランジの中央部に消防用結合金具を内外に取付け、	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.9）	5条-別添1-II-4-26	図4.2-8について、以下の内容を修正しました。 （旧）なし （新）設置向きを変更。津波遡上時の水圧方向を記載、止水ゴムを記載	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.9）	5条-別添1-II-4-29	図4.2-9について、以下のとおり記載を修正しました。 （旧）原子炉補機冷却海水ポンプエア床面 （新）ドレンライン逆止弁、浸水防止蓋の追加、浸水防止蓋を朱梓	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.9）	5条-別添1-II-4-41	図4.2-21について、以下のとおり記載を修正しました。 （旧）原子炉補機冷却海水ポンプエア床面 （新）ドレンライン逆止弁、浸水防止蓋の追加、ドレンライン逆止弁を朱梓	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.9）	5条-別添1-添付5-2, 4, 5, 6, 9, 10, 18, 20, 21	記載表現の統一として、以下の修正をしました。（下線部参照） （旧）1, 2号炉 （新）1号及び2号炉	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.9）	5条-別添1-添付5-19, 22	記載の明確化として、以下の修正をしました。 （旧）記載なし （新）※3：流入・流出損失、急拡・急縮損失及び漸拡・漸縮損失は、時々刻々の流れの方向に応じた損失を考慮する（上記の表では、放水口から一次系放水ピットへ流れる方向を正として整理）。	